

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 1 月後期

(No. 479)

発行年月日：2023 年 2 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、1 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 技術の移転及び事業化の促進に関する法律の一部改正法律案  
(議案番号：2119585)

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国・UAE の協力強化で「知的財産韓流」を拡大する
- 2-2 韓国特許庁、大韓弁理士会と「アイデア諮問団」の運営の業務提携を締結
- 2-3 新しく改善した知的財産オンライン学習サービス「IP アカデミー」、  
1 月 16 日にオープン
- 2-4 韓国特許庁、2023 年度の業務計画を発表
- 2-5 「2023 生活発明コリア」のアイデアの受け付けを開始！
- 2-6 「チャレンジ！K スタートアップ 2023」の募集を開始
- 2-7 知的財産統計分析を専担する「特許統計センター」が開所
- 2-8 韓国特許庁、W 杯用品の知的財産権虚偽表示 368 件を摘発
- 2-9 2023 年再チャレンジ成功パッケージの（予備）再創業者を募集する
- 2-10 特許庁・サムスン電子、知的財産分野の懇談会を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁・IP-DESK、知財権の保護のために中国内の流通の実態を  
調査・取り締まり

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 2022 年特許出願の動向

## 法律、制度関連

1 - 1 技術の移転及び事業化の促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2119585）

議案情報システム（2023.1.19.）

議案番号：2119585

提案日：2023年1月19日

提案者：イ・ヨンソン議員外11人

### 提案理由及び主要内容

公共研究機関が公共技術の利用を許可しようとする場合は、公共技術を利用しようとする企業等に対して通常の実施を原則とし、例外的に公共技術の開発に投資した企業に対して専用実施権を付与している。

ところが、専用実施権は国民の権利と関わっているにもかかわらず、法律に具体的な規定を設けていないまま大統領令に委任しているのが実情である。したがって、他の法令で定めている場合、通常実施権の要求がない場合、技術の特性上不可避な場合、技術移転・事業化の促進のための場合は、例外的に専用実施権を付与できるようにすることで、技術移転を促進しようとする（案第24条第4項）。

法律第 号

### 技術の移転及び事業化の促進に関する法律の一部改正法律案

技術の移転及び事業化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第24条第4項後段中「公共技術を利用させるときに必要な条件を付けることができ、当該公共技術の事業化により収益が発生する時まで徴収を猶予するか、収益に比例して分けて納付又は一定の金額を納付させる等、当事者間で合意して決める方法に基づいて中小企業等公共技術の利用者から技術料を徴収できる」を「通常の実施又は使用に関する権利を許可することを原則とする一方、次の各号のいずれかに該当する場合は、専用の実施又は使用に関する権利を許可できる」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条第6項及び第7項をそれぞれ第7項及び第8項とし、同条に第6項を次のように新設し、同条第8項（従前の第7項）中「手続き・条件及び技術料の徴収、」を「手続き及び条件、」に、「使用に」を「徴収、第7項による技術料の使用に」に改める。

1. 他の法令又は協約で専用の実施又は使用を定めている場合
2. 大統領令で定めている期間中に通常の実施又は使用に関する権利を許可してもらおうとする者がいない場合
3. 技術の特性上不可避だと認められる場合
4. その他技術移転・事業化の促進のために必要な場合として、大統領令で定める場合

⑥公共研究機関は、第3項により公共技術の利用を許可する場合、当該公共技術の事業化により収益が発生する時まで徴収を猶予するか、収益に比例して分けて納付又は一定の金額を納付させる等、当事者間で合意して決める方法に基づいて中小企業等公共技術の利用者から技術料を徴収できる。

## 附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

### 関係機関の動き

#### 2-1 韓国・UAEの協力強化で「知的財産韓流」を拡大する

韓国特許庁（2023.1.16.）

ユン大統領の UAE 国賓訪問をきっかけに特許情報の分析・活用など、  
両国間知的財産分野での協力を拡大することに

韓国特許庁長は、アラブ首長国連邦（UAE）経済省（Ministry of Economy）のアブドゥッラー・アフメド・アル・サーレフ（Abdulla Ahmed Al Saleh）次官と1月16日（現地時間）にアブダビで「韓国・アラブ首長国連邦（UAE）間知的財産分野の高位級会談」を開催し、「知的財産分野での深化協力に向けた了解覚書（MOU）」を締結した。韓国特許庁とUAE経済省は、2010年に「包括協力了解覚書」を締結した後、特許審査の代行や特許情報システムの構築などの協力事業を推進する一方、特許分野審査実務関連経験の共有や特許審査の代行などのために計14人の韓国特許庁の専門家をUAE経済省に派遣し、UAEが高品質の特許審査業務体系を整えるよう積極的に支援してきた。今回の尹大統領のUAE国賓訪問をきっかけに、エネルギー、原発、投資、防衛産業などの多様な分野で両国間の交流が拡大・深化している状況で、韓国特許庁とUAE経済省は、これまでの協力成果を基に友好関係をさらに一段階発展させるための知的財産分野での深化協力に向けた了解覚書を締結することになったのである。

今回締結される了解覚書には、国家戦略技術の効果的な開発に向けた特許情報の分析および活用のノウハウの共有、工学者や理工系大学院生などのための知的財産教育協力、人工知能、ブロックチェーン、メタバースなどの新技術を効果的に保護するための新たな知的財産分野関連情報交換、産業デザイン分野での審査協力などの内容が含まれている。今回の了解覚書の締結を通じてこれまで特許審査と情報化を中心に行われてきた両国間の協力範囲が、特許情報や産業デザインなどの分野に拡大することで、より多様な分野で協力事業が発掘・推進されるものと期待される。

特許庁長は、「2010年から10年以上続いてきた韓国とUAE間知的財産分野での協力は、代表的な模範事例の一つとして、これまで多くの成果を導き出し、両国間の友好関係の増進に大きく貢献してきた」と話した上で、「尹大統領のUAE国賓訪問をきっかけに両国が深化協力の了解覚書を締結することで、知的財産分野での協力を新しい転機を作っただけに、韓国特許庁はこれからUAE経済省と緊密に協力してより高い水準の知的財産制度がUAEに構築されるようにする一方、韓国の先進知的財産制度を中東地域の諸国に拡散させるために積極的に取り組んでいく計画だ」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁、大韓弁理士会と「アイデア諮問団」の運営の業務提携を締結

韓国特許庁（2023.1.16.）

### 高品質のアイデアの創出およびアイデアの活発な取引を期待する

韓国特許庁は、大韓弁理士会と1月16日月曜日午前11時に、ソウルで「アイデア諮問団」の運営に向けた業務提携を締結すると発表した。

特許庁は、国民と企業の間でアイデアを取引できるよう、アイデア取引プラットフォーム「アイデア路」を2021年3月から運営している。知的財産分野の専門家である弁理士との協力を通じて高品質のアイデアを生み出し、取引まで促進できる環境を整えるために今回の業務提携を締結することになった。

業務提携をきっかけに発足する「アイデア諮問団」は、さまざまな専門分野（※）の弁理士計20人で構成され、提携式の後、選抜および教育を経て、選抜日から今年12月末まで約1年間活動する予定である。

※機械工学（6人）、化学工学（4人）、電気電子（4人）、生命科学（2人）、商標・デザイン（4人）

「アイデア路」で活動するアイデアの提案者は、「アイデア諮問団」を通じて、アイデアの具体化、事業化の推進、権利化の可否の判断などの諮問を求めることができる。

一方、特許庁が運営する「アイデア路」には、計 4,805 件のアイデアが登録されており、このうち 267 件（※）（約 1 億 800 万ウォン）の取引が締結された。

※2021 年 3 月のオープン時点から 2022 年 12 月末までの累積基準

特許庁長は、「特許庁は国民のアイデアに価値を付与し、アイデアの取引を広めるために、アイデアの取引プラットフォームである「アイデア路」を運営している」とし、「今回の業務提携で発足する『アイデア諮問団』の活動を通じて、国民の大切なアイデアを一層具体化し、高度化することで、企業の成長と経済発展に対して活力素になるように努力していきたい」と述べた。

### 2-3 新しく改善した知的財産オンライン学習サービス「IP アカデミー」、1 月 16 日にオープン

韓国特許庁（2023. 1. 16.）

知的財産オンライン学習、これからスマートフォンでいつでもどこでも！

韓国特許庁は、知的財産に対する多様な教育コンテンツをオンラインで手軽に学習できるように再構築した知的財産オンライン学習サービス「IP アカデミー」を 1 月 16 日月曜日に新たにオープンすると発表した。IP アカデミー（[www.ipacademy.net](http://www.ipacademy.net)）は、発明と知的財産に関心のある国民を対象に知的財産に関するオンライン学習コンテンツを無料で提供するオンライン学習サービスである。

新たにオープンする IP アカデミーは、受講生のアクセスと学習の利便性、サービスの速度など、あらゆる面で機能を大幅に改善した。スマートフォンやタブレット端末などのモバイルデバイスでもパソコンでのものと同様の学習が可能のため、受講生はいつでもどこでも学習デバイスに関係なく多様な知的財産コンテンツを視聴できるようになった。続きを見る、字幕、倍速などの学習便宜機能が大きく強化され、学習目的に応じたオーダーメイド型教育課程をすすめてくれる機能も追加され、知的財産学習の効果も高まると期待される。新たなオンライン学習システムは、高性能・大容量のクラウド環境で構築され、サービス速度が一層速くなったことから、学習の満足度も高まる見通しである。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「新たに構築した知的財産オンライン学習サービスが機能と性能ともに大幅に改善され、生徒・青少年、中小企業や大学などからの多様な学習

者がいつでもどこでも知的財産教育にアクセスできるようになった」とし、「安定したサービスを提供するために万全の準備をしておき、これからも引き続き改善作業を行って利用に不便がないよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

#### 2-4 韓国特許庁、2023年度の業務計画を発表

韓国特許庁 (2023. 1. 19.)

知的財産で先端技術をより堅固に、イノベーション企業をより強く

韓国特許庁は、1月19日（木曜）、知的財産を通じて国の競争力を高めてダイナミックな経済を回復するための「2023年度業務計画」を発表した。

主な先進国も技術覇権争いや不況の克服に向けて積極的に知的財産政策をとっている中、韓国特許庁は2023年、政府競争力、技術競争力、企業競争力の強化という3大推進戦略の下、12の重点課題を策定した。

第一に、知的財産行政システムの革新を通じて政府競争力を強化する。

巨大人工知能モデルの開発、審査検索の高度化、審判方式の自動化などの人工知能基盤の知能型知的財産行政システムを構築して審査業務の効率化を図る。

デジタルトランスフォーメーションへの対応と国民の利便性向上の観点から、知的財産制度の合理化に向けて、商標併存同意制度（※）の取り入れと医薬品特許権存続期間延長制度を先進国並みに改善する方策も推進する。

※登録商標と類似であるという拒絶理由がある場合であっても、商標権者が人の後願商標を登録することに同意すれば商標登録を認める制度

昨年確保した半導体分野の専門審査官30人を3月に早期投入し、専門審査組織も先立って構築することで、韓国企業が半導体分野で超格差が確保できるように支援する。

技術犯罪捜査支援センターを新設して科学捜査機能を強化するなど、技術警察の捜査能力を高め、検察庁やアメリカ合衆国移民・関税執行局と協力体系を構築することで国際技術犯罪に係る捜査を強化する。

第二に、先端産業分野の未来成長動力の確保のために技術競争力を強化する。

5億件以上の全世界特許ビッグデータを分析して重複研究を防止し、有望な技術を発掘して研究開発（R&D）システムを革新する。特に今年には半導体、ディスプレイなど先端産業の9分野に集中して支援する。

1月中旬に特許、経済、統計の各分野の専門家に構成された特許ビッグデータ分析専門組織の「特許統計センター」を設置する。

関係機関とともに12大国家戦略技術分野に特許基盤研究開発（IP-R&D）の義務化も推進し、優秀特許の先取りを支援し、主な技術分野へと持続的に拡大する。

対外依存度の高い品目を対象に代替技術確保戦略を設けるなど、供給網の安定化を推進する。

第三に、イノベーション企業における知的財産基盤成長エコシステムを構築して企業競争力を強化する。

人工知能と新しい評価モデルに基づいた知的財産価値評価システムの革新を推進し、下半期に知的財産評価管理センターを設置して価値評価の品質管理を強化する。

知的財産権を事業化して発生した所得に対して租税を減免する特許ボックス制度を導入して技術事業化を促進する。

有望な企業が海外における知的財産問題で困らないように、侵害が頻繁に発生する国への特許官の派遣を拡大して死角地帯を解消し、特許紛争リスク警報サービスも米国から欧州・中国にまで拡大し、特許管理金融会社（NPE）に対して体系的な対応システムを構築する。

中東・アセアンなどを中心に韓国型知的財産システムの輸出を拡大し、知的財産行政韓流を普及して戦略市場の開拓の支援をリードする。

韓国特許庁長は、「世界の覇権争いと直面している複合危機が克服できる核心動力こそ知的財産である」と強調し、「韓国特許庁は知的財産の担当機関として、質の高い知的財産行政サービスを実現し、知的財産に基づいて未来の先端技術をリードし、韓国企業を世界的なイノベーション企業に成長させてダイナミックな経済成長の実現をサポートする」と述べた。

【参考1】ビジョン体系図

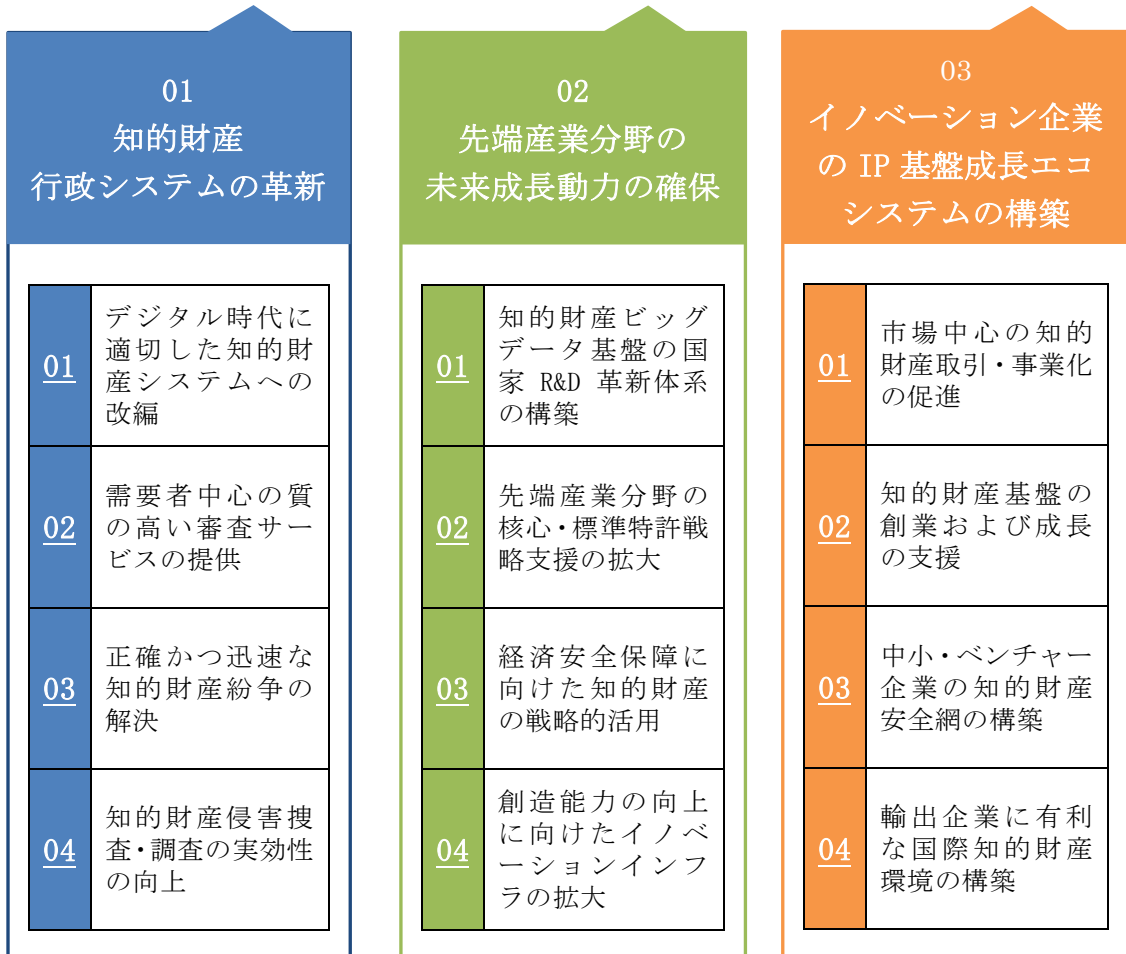
ビジョン

# 知的財産でダイナミックな経済成長を実現

## 目標

- ◆政府競争力 | 国民が体感できる質の高い知的財産行政を実現
- ◆技術競争力 | デジタル時代における未来の先端技術をリード
- ◆企業競争力 | 知的財産基盤のグローバルイノベーション企業を育成

## 3大推進戦略・12の核心課題





## 【参考 2】2023 年度業務計画の主要内容

### 主要内容

1. 知的財産行政システムのイノベーション
  - 人工知能（AI）が審査・審判を補助…より速く、より正確に
  - 半導体専担審査組織を構成…コア特許の先取り等、超格差を支援
  - 科学捜査機能が強化された「技術犯罪捜査支援センター」を新設
  - 米国国土安全保障捜査局と技術犯罪の捜査に向けた国際共助体系を構築
2. 先端産業分野の未来成長動力の確保
  - 世界中の特許ビッグデータ（5.3 億件）を分析…半導体等の先端産業分野を集中支援
  - 12 大国家戦略技術分野の特許基盤研究開発（IP-R&D）の義務化を推進
  - 6G・人工知能大国の立地を明らかに…標準特許の先取り支援の期間・範囲を拡大
  - 11 の主要品目のサプライチェーンの安定化及び防衛産業技術の特許管理体系の新規構築等、知的財産の戦略的活用を拡大
  - 登録料の引き下げ、手数料免除の整備等、産業発展の観点から手数料体系を全面改編
3. イノベーション企業の知的財産基盤成長エコシステム作り
  - 人工知能と新評価モデルに基づいた知的財産価値評価システムのイノベーション
  - 知的財産の事業化収益に税制面の特典（パテントボックス）…技術の事業化を促進
  - サウジアラビア・UAE 等に行政システムを輸出…知的財産の韓流化で戦略市場を開拓
  - 知的財産の侵害が多い国に特許官の派遣を拡大…保護の死角を解消

### 戦略 1. 知的財産行政システムのイノベーションによって政府の競争力を強化する

#### ① デジタル時代にふさわしい知的財産体系に改編

- 人工知能（AI）技術を活用して巨大人工知能モデルを開発、審査検索の高度化、審判方式の自動化等、人工知能基盤知能型知的財産行政システムを構築することで審査業務を効率化する
- デジタルトランスフォーメーションへの対応と国民の利便性の増進の観点から知的財産制度を合理化するために、商標併存同意制度（※）の導入と医薬品特許権の存続期間延長制度を先進国水準に改善する案も推進する

※登録商標と類似して拒絶理由がある場合でも、商標権者が他人の後願商標登録に同意する場合、商標登録を許可する制度

## 2 需要者中心の高品質の審査サービスの提供

- 半導体専担審査組織を先行的に構築し、昨年確保した半導体専門審査官 30 人の早期審査投入により、韓国企業のコア特許の早期確保と半導体分野の超格差確保を支援する
- また、高品質の審査サービスを提供するために、チーム長中心の品質管理を強化し、官民合同の審査品質諮問委員会を通じて顧客のニーズに応えられる審査政策を見いだす

## 3 正確かつ迅速な知的財産紛争の解決

- 先端技術等の高難度事件を処理するための特別審判部の運営方式を改善(※)して審理の専門性を高める
- 産業財産権紛争の全ての段階(審判・検察・裁判所)で紛争調停制度との連携を活性化することで、迅速かつ経済的な知的財産紛争解決体系を構築する

※審判官専攻分野のデータベースの提供、特別審判部の指定基準の明確化等

## 4 知的財産侵害に対する捜査・調査の実効性の向上

- 今年中、知識財産保護院内に技術犯罪捜査支援センターを新設して科学捜査の機能(※)を補強する等、技術警察の捜査能力を強化する
- 検察庁との協力体系(※※)や米国国土安全保障捜査局(HSI)との国際共助体系を構築する等、技術犯罪の捜査に向けた国内外の捜査機関との協力も拡大する

※デジタルフォレンジックの支援、最先端科学捜査装備の拡充等

※※捜査情報システムの連携、デジタルフォレンジック等の科学捜査での協力、検察捜査と調停の連携等

## 戦略 2. 先端産業分野の未来成長動力を確保して技術競争力を強化する

### 1 知的財産ビッグデータ基盤国家研究開発(R&D)のイノベーション体系の構築

- 5.3 億件の世界中の特許ビッグデータを基に半導体・二次電池等 9 つの先端産業分野を集中的に支援して有望技術を見いだす
- 「特許統計センター(※)」を新設(1月)して知的財産の動向や知的財産の価値と経済的効果等に対する統計・データの統合分析を行う
- また、科学技術情報通信部等の関連政府機関との協力を通じて、12 大国家戦略技術分野で政府研究開発(R&D)課題を遂行する際に特許基盤研究開発(IP-R&D)の義務化を拡大することで、重複研究の防止及び優秀特許の先取りを支援する

※知識財産研究院内の特許・経済・統計の博士級専門家で構成

### 2 先端産業分野のコア・標準特許への戦略支援の拡大

- 6G・人工知能等、国際標準の先取りが重要な分野の標準特許確保戦略に対する支援の期間（※）及び範囲（※※）を拡大する
  - 韓国企業が海外の標準技術を導入する際に適正なロイヤルティだけ支払うよう必須性の検証（※※※）を拡大し、標準特許への対応能力を強化する
- ※期間：3年以上の標準特許確保中長期支援の拡大（2022年）30%→（2023年）50%
- ※※範囲：科学技術情報通信部・産業通商資源部が管理する韓国内事実標準化対応団体を含める
- ※※※海外企業等が標準特許と宣言した特許が実際に標準と一致するか否かを検証

### 3 経済安全保障のための知的財産の戦略的活用

- 特許と輸出入の連携分析により海外依存度が高いサプライチェーンの主要品目を導出し、11の主要品目に対する深層特許分析（※）を通じて技術の国産化戦略及びサプライラインの多角化等、代替技術の確保戦略を設ける
  - また、国家戦略技術の海外流出を防止するために、特許管理体系の構築を国家コア技術から防衛産業技術に拡大し、経済安全保障上重要な発明に対し、必要な場合、秘密特許制度の適用対象を先進国水準に拡大する案も検討する
- ※特許出願人、権利者、発明者の情報を通じて代替技術の企業・発明者を把握

### 4 創意能力の向上に向けたイノベーションインフラの拡充

- 発明者が貢献度に応じて正当な報奨をもらえるよう職務発明関連制度を改善して発明人と企業の発明意欲を高める
  - 登録料の引き下げ、手数料免除の整備等、産業発展を促進する観点から、審査・審判・権利維持関連の手数料制度の全般的な改編を推進する
  - また、国家教育課程で発明教育の正規化、広域発明教育センターの新設、地域特化人材の育成に向けた知的財産重点大学2か所を追加で指定・運営（※）する等、対象別のオーダーメイド型教育を拡大して創意人材を育成する
- ※（2022年）4大学（慶尚大、全南大、忠北大、忠南大）→（2023年）大学2か所の追加を推進

## 戦略 3. イノベーション企業の知的財産基盤成長エコシステム作りを通じて企業の競争力を強化する

### 1 市場中心の知的財産の取引・事業化の促進

- 官民協力を通じて知的財産金融と取引の根幹となる価値評価体系をイノベートするために、知的財産・技術市場全般の特性を反映した新評価モデルの開発を推進する

- また、人工知能基盤の定量評価と専門家（弁理士・評価機関等）の定性評価を融合した価値評価システムを構築し、「知的財産評価管理センター」を下半期に設置して価値評価に対する品質管理を強化する
- 一方で、企業が知的財産を事業化して上げた収益（※）に対して税額を減免するパテントボックス制度を導入する等、税制面の特典を拡大することで技術の事業化を促進する

※知的財産を適用した製品の販売収益のうち知的財産の寄与分等

## 2 知的財産基盤創業・成長への支援

- 政府と民間、中央と地方の協力を通じて知的財産支援事業の構造を改編することで、首都圏集中を克服し、現場寄りの支援が行われるように改善する
- また、政府機関間の協力を通じて、優秀な知的財産を保有している創業企業を対象に事業化と投資・販路の確保まで提供する政府全体のリレー支援を強化する

## 3 中小・ベンチャー企業の知的財産セーフティネットの構築

- 特許侵害訴訟時に技術・特許の専門家である弁理士を代理人として追加で選任できる「共同代理制度」と権利侵害証拠を円滑に確保するための「韓国型証拠収集制度」の導入により訴訟法制を先進化する
- 特許と営業秘密を適切に活用した「技術保護最適化(IP-MIX)戦略コンサルティング」を新規で支援することで、企業の自主的な知的財産保護能力の向上を支援する

## 4 輸出企業に有利な国際知的財産環境の構築

- 有望企業が海外で知的財産問題により困らないよう特許官の派遣を拡大することで、保護の死角を解消し韓国企業を体系的に保護する
- 海外特許紛争リスク警報サービスを拡大して技術分野別の紛争危険度と行動要領まで提供する予定である
- さらに、中東・ASEAN等を中心に韓国型知的財産システムの輸出を拡大し、国別のオーダーメイド型協力（※）を通じて知的財産行政の韓流を拡散することで戦略市場開拓の支援を主導する

※第1回韓国・ASEAN特許専門家会合の開催（2023年2月）、インドネシア・タイ等との審査協力（PPH）の推進

### 2-5 「2023生活発明コリア」のアイデアの受け付けを開始！

韓国特許庁（2023.1.25.）

女性の発明アイデアの発掘・支援事業、4月7日まで受け付け

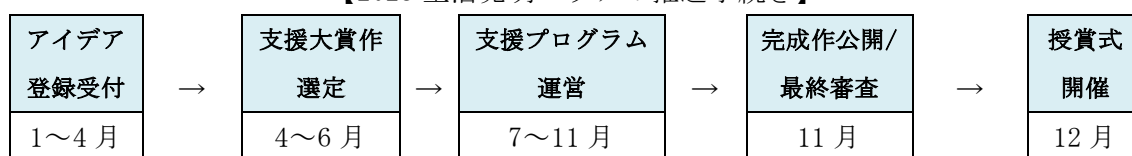
韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2023 生活発明코리아」のアイデアの受け付けが1月25日から4月7日まで行われる。

今年で10回目を迎える「生活発明코리아」は、日常生活に関わる女性の発明アイデアを創業につなげる支援事業として、市場性のある生活密着型製品アイデアを公募・選定し、知的財産の専門家を通じて高度化・権利化はもちろん、事業化まで支援する。発明アイデアを持っている大韓民国の女性なら誰でもウェブサイト（www.womanidea.net）からアイデアの個数制限なしに申請できる。

アイデアの受け付けは、知的財産権として出願していない創作アイデア（以下「部門1」）と知的財産権として出願したものの、製品として開発されたことのないアイデア（以下「部門2」）の計2つの部門に分かれて行われる。「部門1」は、アイデアの高度化に向けた専門家のコンサルティングをはじめに、知的財産権としての出願、デザインの開発および試作品の製作まで総合的に支援する。「部門2」は、出願後の製品の発売に向けたデザインの開発や試作品の製作および事業化コンサルティングなどの支援プログラムを提供する。

年末に支援プログラムが完了すれば、最終審査を通じて大統領賞、国会議長賞、長官賞などが授与され、賞格に応じた発明奨励金（計1,300万ウォン）も支給される。

#### 【2023 生活発明코리아の推進手続き】



「生活発明코리아」には、過去9年間（2014~2022）計15,601件のアイデアが受け付けられた。このうち345件に対して支援プログラムを提供し、それに伴う製品の発売および創業事例は約130件に上る。

特許庁のアイデア経済革新チーム長は、「生活発明코리아は、生活の中で発明アイデアを見だし、キャリアが断絶された女性の創業を主導してきた」とし、「これからも女性が知的財産を基に大韓民国の経済活動の主体に成長できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

一方、詳細は、韓国女性発明協会（☎02-538-2710）まで問い合わせればよい。

スタートアップの成長のチャンス! チャレンジしてみませんか

- 11 の中央政府機関が協力して運営する「チャレンジ!K スタートアップ 2023」が 1 月 26 日の統合公告を始めに、9 か月間の長い道のりに突入する
- 今年の予選大会に学生大会 (教育部) 内の留学生部門、研究者創業大会 (科学技術情報通信部) が新設され計 11 の予選大会に拡大しており、成長可能性の高いスタートアップを見つけ出すために参加資格も強化した

韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部、教育部、科学技術情報通信部 (以下「科技情通部」)、国防部、文化体育観光部 (以下「文体部」)、環境部、女性家族部 (以下「女家部」)、国土交通部 (以下「国土部」)、防衛事業庁 (以下「防事庁」)、山林庁等 11 の政府機関が協力して開催する韓国内最大規模の政府総ぐるみの創業コンテストである「チャレンジ!K スタートアップ 2023」を開始すると発表した。「チャレンジ!K スタートアップ」は、2016 年に中小ベンチャー企業部、教育部、科技情通部、国防部等 4 つの政府機関の協力からスタートして以来、協力政府機関および予選大会が次第に拡大しており、毎年平均 5,735 チームが参加するなど、有望 (予備) 創業者がイノベティブな創業アイテムを披露する韓国内最大規模の創業コンテストとして位置づけられている。

「チャレンジ!K スタートアップ 2023」は、1 月 26 日木曜日の統合公告を始めに、8 月まで政府機関別の予選大会が行われ、その後予選大会を通った (予備) 創業者たちが競争する統合本選 (200 チーム) が続き、王中王戦に進出する 30 チームを決めることになる。10 月には、最終舞台である王中王戦を通じて今年最高の創業企業 10 社と予備創業者 10 チームを選定し、賞金総額 15 億ウォン (最大 3 億ウォン)、大統領賞・国務総理賞などを授賞することで 9 か月間の「チャレンジ!K スタートアップ 2023」の長い道のりが終わる。

今年は、昨年の大会に比べて参加資格が強化され、予選大会が拡大して運営される。今年の大会の参加資格は、参加者間の公平性と成長可能性の高い有望な創業企業の発掘という大会の趣旨を積極的に反映し、業歴 7 年以内の創業企業から業歴 3 年以内の初期創業企業 (予備創業者を含む) に業歴基準を強化し、投資誘致実績も従来の累計 50 億ウォン以内から累計 30 億ウォン以内に制限されることになった。「チャレンジ!K スタートアップ 2023」の予選大会は、科学技術情報通信部主管の研究者創業大会が新設され、昨年比 1 つ増え、計 11 個で運営される。また、教育部主管の学生大会内に留学生部門が新設・

運営される。これは、中小ベンチャー企業部が 2022 年 9 月に発表した「K スタートアップ海外進出戦略」の後続措置として、外国人留学生の韓国内創業を促すために運営される。

特許庁のアイデア経済革新チーム長は、「優秀な知的財産を保有および出願した創業者（チーム）が新産業分野の強小企業に成長できるよう、政府全体の創業コンテストの授賞のほかにも、さまざまな知的財産の事業化および創業・投資支援を積極行政の一環として後続提供する予定だ」とし、「創業者（チーム）の方々からの多くの参加とチャレンジを願います」と述べた。

「チャレンジ！K スタートアップ 2023」への参加を希望する（予備）創業者は、K スタートアップのウェブサイト（[www.k-startup.go.kr](http://www.k-startup.go.kr)）に掲示されている統合公告文と予選大会の参加政府機関別細部募集公告を確認してから予選大会別の受付期間に合わせて申し込めばよい。

## 2-7 知的財産統計分析を専担する「特許統計センター」が開所

韓国特許庁（2023. 1. 27.）

### 韓国知識財産研究院の付属組織として拡大・開所

韓国特許庁は、1 月 27 日金曜日午後 3 時、韓国知識財産研究院（ソウル）で「特許統計センター」の開所式を開催すると発表した。開所式は、2023 年 1 月から、統計分析業務が韓国特許情報院（以下「情報院」）から韓国知識財産研究院（以下「知財研」）に拡大・移管されることにより、知財研内に知的財産統計分析専担組織を発足させるに伴って設けられた。イベントには、特許庁長、国家知識財産委員会委員長、特許庁情報顧客支援局長、韓国知識財産研究院長、韓国特許情報院長など、内外の要人が出席する。

最近、世界的な技術覇権争いの中で、国の政策決定で客観的な基準となる知的財産統計の重要性が浮き彫りになり、米国や日本などの主要国の特許庁は、経済や産業の専門家が分析した知的財産統計分析報告書を定期的に発行し、それを国の主要政策に反映している。しかし、韓国は、これまで知的財産の数値や現況分析中心の統計分析報告書を発行するにとどまっていた。

そのため、特許庁は、経済や産業観点の分析が可能な博士級専門人材を有する知財研内に「特許統計センター」を開所し、最新の特許・実用新案・商標・デザインの統計に基づき、知的財産の価値や経済的効果の分析業務などを常時遂行させる予定である。

また、「特許統計センター」を通じて算出される結果を国家研究開発（R&D）のイノベーション、経済・産業安全保障政策および企業の経営戦略策定などにも活用できるよう支援を強化する。半導体などの主要産業分野に対する特許ビッグデータの統計を分析することで技術の動向と企業の競争力を診断して有望な研究開発（R&D）課題を見つけ出し、特許と市場動向を連携させた統計分析を通じて韓国産業の競争力が低迷または低下する分野を早期に把握する。また、海外依存度の高い輸入品目を把握して当該品目と特許を連携させた統計分析を通じて韓国企業の技術自立化の方向設定を支援する。

今後、企業や公共機関などの韓国内統計需要者は、質の良い知的財産統計分析報告書を知財研のウェブサイト（[www.kiip.re.kr](http://www.kiip.re.kr)）から簡単にダウンロードして活用できるようになる見通しである。

特許庁長は、「知的財産統計は特許庁の最重要資産である知的財産ビッグデータの分析・活用および普及のための有効な媒体であるため、このような知的財産統計の活用が韓国政府や学界・産業界などに定着するよう積極的に支援していく計画だ」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、W杯用品の知的財産権虚偽表示 368 件を摘発

韓国特許庁（2023.1.30.）

「特許取得したサッカーシューズ」、調べてみれば知財権虚偽表示

韓国特許庁は、昨年 11 月に開催された 2022 カタールワールドカップ大会を前後に実施したワールドカップ用品に対する知的財産権虚偽表示を集中的に取り締まった結果、11 の製品から 368 件の虚偽表示を摘発したことを明らかにした。主要オープンマーケット（※）で販売中のサッカーボール、サッカーシューズ、保護具などのワールドカップ用品販売揭示物約 1 万件を対象に特許・デザイン等の知的財産権の表示・広告の現状をモニタリングした結果である。

※11 番街、G マーケット、G9、オークション、NAVER スマートストア、インターパーク、クーポン、TMON、ウィメプ、ロッテオン、SSG

摘発された虚偽表示の類型を見ると、権利消滅後も有効な権利として表示した場合 283 件、登録拒絶された出願番号を表示した場合 68 件、同一の会社が保有している権利ではあるものの、当該製品とは関係ない権利を表示した場合 10 件、知的財産権の名称を誤って表示した場合 7 件と、メーカーが権利消滅後の製品や登録拒絶された製品など、知財権を虚偽で表示したワールドカップ用品を多数発売して販売していることが確認された。



摘発されたワールドカップ用品の種類を見ると、ひざサポーター89件、サッカーシューズ85件、靴下60件、ボール55件の順である。

特許庁は、今回摘発された368件について、オープンマーケットの事業者に知財権の虚偽表示に該当する製品を告知し、正しい表示方法を案内した後、虚偽表示製品に対する修正・削除などの是正措置を完了した。また、知的財産権の表示方法に対する消費者の理解を深めるために、特許・デザイン等の知的財産権別正しい表示方法を知的財産保護総合ウェブサイト（[www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr)）内の知財権虚偽表示通報センターを通じて提供している。

特許庁の不正競争調査チーム長は、「今後、知的財産権虚偽表示取締り品目のうち国民の安全にかかわる品目について集中調査を実施するなど企画調査を強化し、知的財産権の虚偽表示を予防するための教育および広報活動を拡大するよう取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-9 2023年再チャレンジ成功パッケージの（予備）再創業者を募集する

韓国特許庁（2023.1.31.）

成長可能性の高い再創業者、最大1.5億ウォンの事業化支援を行う

- 事業経験と優秀アイテムを有している（予備）再創業者88人前後を募集し、事業化資金、再創業教育、メンタリングなどを一括支援
- 今年は、1社当たり支援する事業化資金の上限（最大0.6億ウォン→1.5億ウォン）を引き上げ、優秀な知的財産（IP）を有している再創業者は、特許庁の知的財産（IP）戦略コンサルティング（最大0.5億ウォン）を追加で支援

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部は、1月31日火曜日から「2023年度再チャレンジ成功パッケージ」事業に参加する（予備）再創業者を募集すると発表した。「再チャレンジ成功パッケージ」は、事業経験と優秀なアイテムを有している予備再創業者または再創業3年以内の企業を対象に、事業化資金、再創業教育、メンタリングなど、再創業の全段階を一括支援する事業である。

今回公告する再チャレンジ成功パッケージの支援規模は計88人前後と、①一般課題（73人）と②戦略課題（IP戦略型15人）の2種類である。①「一般課題」は、6つの圏域別主管機関（※）を通じて予備または3年以内の再創業者を募集して選抜し、最大1.5億ウォンの事業化資金と主管機関別の特化教育、メンタリングプログラムなどを支援する。②

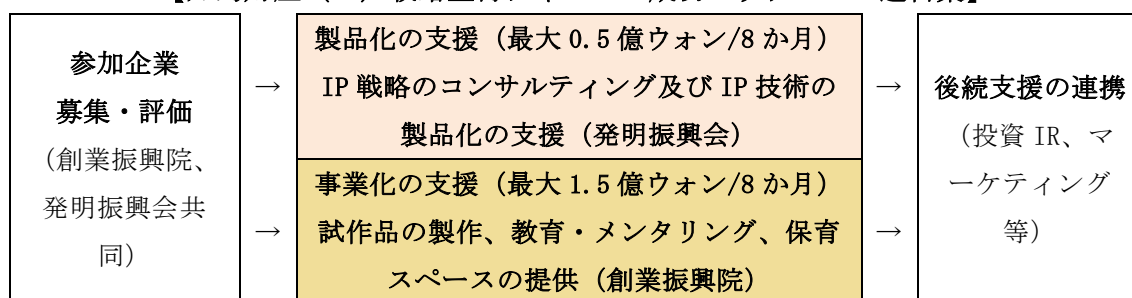
「戦略課題（IP 戦略型）」は、積極行政により推進される特許庁との協力事業（IP 製品イノベーション支援事業）として、優秀な知的財産（IP）を有している予備または3年以内の再創業者を選定して知的財産の製品化（※※）および事業化（※※※）を同時に支援する。

※創造経済イノベーションセンター（ソウル、江原、世宗）、慶北大学校、円光大学校、城南産業振興院

※※機能・品質・デザインの向上を含む知的財産（IP）戦略の策定を支援し、技術的問題解決による知的財産（IP）技術の製品化を支援する（特許庁の IP 製品イノベーション支援事業）

※※※知的財産（IP）が実現した製品の試作品の製作や関連知的財産（IP）の出願料などを支援し、関連メンタリング・保育スペースなどを並行して支援する（中小ベンチャー企業部の再チャレンジ成功パッケージ事業）

#### 【知的財産（IP）戦略型再チャレンジ成功パッケージの運営案】



#### 【参考】再チャレンジ成功パッケージ事業の概要

公告期間：2023 年 1 月 31 日火曜日～2 月 28 日火曜日

受付期間：2023 年 2 月 15 日水曜日～2 月 28 日火曜日 15：00 まで（K スタートアップオンライン申込）

支援対象：廃業履歴のある予備または再創業 3 年以内の企業の代表者

支援規模：108 人前後（一般課題 73 人、戦略課題-IP 戦略型 15 人、企業発掘型 20 人）

※企業発掘型 20 人は別途募集

支援内容：事業化資金、教育・コンサルティング、メンタリングなどのパッケージ型再創業支援

支援手続：募集公告（1 月 31 日～2 月 28 日）→誠実経営評価、書類評価、発表評価（3～4 月）→提携締結および事業遂行（5～12 月）

2015 年から現在まで再チャレンジ成功パッケージを通じて 1,629 人が再創業に成功し、再創業企業は 1,671 億ウォンの累計売上成果と 3,452 人の新規雇用の創出および 1,091 億ウォンの投資を誘致する成果を上げた。

### 【再チャレンジ成功パッケージの優秀事例】

Queenit：オンラインゲーティングアプリなどの創業失敗の後、4050 女性向けファッション販売アプリを開発、2021 年に再チャレンジ成功パッケージの支援対象に選定され、失敗分析のメンタリング・事業化資金など（計 7,000 万ウォン）を支援され、再起に成功した

※グーグルプレイ選定「2021 年今年の日常生活アプリ」

※※（売上）2020 年 2.5 億ウォン→2021 年 106 億ウォン/（雇用）2020 年 20 人→2022 年 147 人/（投資）2021 年 360 億ウォン

また、今年からは、事業成果を向上させるため、1 社当たり支援する事業化資金の上限を引き上げ、民間の力を再創業企業の育成に活用するなど、再創業企業に特化した成長促進プログラムを運営する計画である。

#### ①1 社当たり事業化支援資金の引き上げ（最大 0.6 億ウォン→1.5 億ウォン）

従来の再チャレンジ成功パッケージ「一般型」事業の事業化資金は最大 0.6 億ウォンと、他の創業事業化（※）支援事業に比べて低く限界があったが、今年からは有望な再創業者を集中的に支援し、成果を高めるため、事業化資金の上限を従来の 0.6 億ウォンから 1.5 億ウォンに引き上げた。

※事業別上限：予備創業パッケージ 1 億ウォン、初期創業パッケージ 1 億ウォン、創業飛躍パッケージ 3 億ウォン

#### ②民間の力を活用した再創業企業の育成

従来も再創業企業の育成に向けて創業振興院や中小ベンチャー企業振興公団などの再創業支援機関間の連携を支援しているが、再創業企業の育成の実効性を高めるには、民間の力の活用を拡大する必要があった。そのため、今年からは大・中堅企業の前・現従業員、成功した再創業者などが参加する企業別専任メンタリングの運営、投資商談会などを通じて再創業企業の成長をサポートする予定である。

#### ③再創業企業に特化した成長促進プログラムの運営

再チャレンジ成功パッケージへの参加企業のうち成長可能性の高い企業には、再創業資金（中小ベンチャー企業振興公団融資）を最大 5 億ウォン支援（※）し、研究開発（R&D）（中小企業技術情報振興院課題）を最大 1.5 億ウォン連携支援する。

※優秀誠実経営企業は、政策資金政策金利（2023 年第 1 四半期、3.2%）より 0.3%優遇支援

さらに、中小ベンチャー企業部が主催した「チャレンジ！K スタートアップ 2022 王中王戦進出チーム」と中小ベンチャー企業振興公団が実施する「誠実経営深層評価合格者」などには、再チャレンジ成功パッケージ書類評価の免除機会を与える。詳細はK スタートアップ (www.k-startup.go.kr) のウェブサイトに掲示されている事業公告を通じて確認でき、参加を希望する(予備)再創業者は、ウェブサイトからオンラインで申し込めばよい。

## 2-10 特許庁・サムスン電子、知的財産分野の懇談会を開催

韓国特許庁 (2023. 1. 31.)

国民・企業と共にする知的財産の現場コミュニケーション！

韓国特許庁は、1月31日火曜日午後3時に、サムスン電子の研究開発(R&D)キャンパス(ソウル)で積極行政の一環としてサムスングループの知的財産担当役員(副社長等7人)と懇談会を開催したと発表した。今回の懇談会は、特許庁が推進している「国民・企業と共にする現場コミュニケーション」の2023年最初の懇談会として、現場の声とさまざまな隘路事項・建議事項などを議論し、その結果を政策に反映するために設けられた。

サムスン側は、半導体・ディスプレイ・二次電池など国家戦略技術分野の競争力を強化するための知的財産管理戦略を紹介し、増えているNPE(特許不実施主体)の侵害訴訟および海外への技術流出などに対する政府の対応策を要請した。これに対し、特許庁は、海外NPEとの特許紛争時の韓国企業支援策を案内し、基礎・コア特許を早期に確保し、海外への技術流出を防止するための退職技術研究人材の特許審査官採用計画を紹介した。

特許庁長は、「次第に激化している世界的な技術覇権争いの中で、韓国の先端戦略技術の競争力のカギは、知的財産にある」と強調した上で、「特許庁は、高品質の知的財産審査・審判サービスを提供し、コア技術の流出防止基盤を構築するなど、韓国企業が知財権を基盤に国際競争力を強化できるよう持続的に支援していきたい」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁・IP-DESK、知財権の保護のために中国内の流通の実態を調査・取り締まり

韓国特許庁 (2023. 1. 25.)

Kビューティーのブームによりファイラー・ボツリヌストキシンも偽造  
中国当局と協力して約3,000個を押収

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）は、中国で販売されるフィラーやボツリヌストキシンなど「偽の韓国製美容医薬品」の実態調査を行い、中国当局との協力で取り締まりを行った結果、卸売業者・販売サイトを摘発し、偽の韓国製美容医薬品 3,164 個を押収措置したと発表した。韓流ブームにより中国で韓国の美容（K ビューティー）製品が人気を集め、最近、知財権の侵害が化粧品から医薬品へと広がっている。このような状況で、特許庁が美容医薬品 K ブランドの保護に積極的に取り組み、中国当局も韓国と同様に最近知財権保護強化政策（※）を推進していることにより、模倣品の取り締まりが速やかに行われた。

※中国国務院は、2021 年に「国家知的財産保護及び活用計画（2021～2025）」を発表し、知的財産の司法的保護および行政執行の強化などを強調した

#### 1. 中国内の偽の韓国製美容医薬品の実態調査・取り締まり

韓国特許庁と北京海外知識財産センター（IP-DESK（※））、在中韓国大使館は、中国でフィラーやボツリヌストキシンなどの医薬品が韓国製に見せ掛けられて流通している状況を捉え、中国全土にわたって知財権侵害の実態調査を実施した。

※11 か国 17 か所：中国（6 か所）、米国（2 か所）、日本、ドイツ、ロシア、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、インド、メキシコ等各 1 か所

実態調査は 2022 年 7 月～10 月まで中国 22 の都市（上海、広州、南京など）の卸売市場 36 か所、エステティックサロン・病院・クリニックなど 166 か所、主要なオンラインプラットフォーム 12 か所を対象に行われた。その結果、偽の韓国製美容医薬品を販売していると疑われる卸売業者 6 か所を摘発し、このうち卸売業者 1 か所の保管倉庫で偽の韓国製美容医薬品 3,164 個を押収措置した。また、電子商取引サイトの販売リンク 26 個を摘発した。

##### 【卸売業者の摘発】

オン・オフラインでの調査を通じて、偽の韓国製美容医薬品を大量に流通していると疑われる卸売業者 6 か所を摘発した。彼らは、病院や指定の卸売業者から流通している正規医薬品とは異なり、偽の韓国製美容医薬品を主に中国オンラインメッセージなどから密かに流通させていたことが明らかになった。

##### 【保管倉庫の家宅捜索】

中国広東省深セン市の市場管理監督局は、韓国特許庁と KOTRA の実態調査結果情報を基に、2022 年 10 月 25 日に卸売業者 A 社の中国深セン市所在の倉庫 2 か所を取り締まった。市場管理監督局は、輸入・製造などの出所証明書類がない偽の韓国製美容医薬品 3,164 個

を押収措置（正規品の推定価額は約 10 億ウォン、韓国企業 9 社のフィラー、ボツリヌストキシン製品など）し、全量廃棄措置する計画である。

#### 【オンラインサイト上での摘発】

電子商取引プラットフォーム（12 か所）で模倣品を販売していると疑われる韓国製美容医薬品販売リンク 1,107 個を調査し、価格比較やサンプル購入などにより調査・分析した結果、最終的に模倣品の疑いがある販売掲示物 26 個を摘発した。

特許庁と海外知識財産センターは、今回の実態調査の結果を基に、中国の取締機関との協力を通じて偽の美容医薬品の取り締まりを実施することができた。摘発された卸売業者や電子商取引プラットフォームなどの関連情報は、中国当局、韓国内製薬業界、韓国製薬バイオ協会などに提供し、模倣品販売者への追加の取り締まりと侵害被害の対応支援を拡大していく計画である。

## 2. 特許庁の K ブランド保護支援の拡大

特許庁は、韓国企業の輸出の障害物となっている模倣品の流通を防止するために、K ブランドへの保護支援を一層強化していく方針である。特許庁と KOTRA は、中国やベトナムなど 11 か国で海外知識財産センターを運営しており、現地で知財権の相談や法律サービスなどを提供している。今年は、中国はもちろん、ベトナムなど東南アジア地域まで模倣品の流通実態調査を拡大する計画である。また、海外で増えている K ブランドに対する模倣品被害を防止するため、近いうちに「K ブランドの模倣品対応強化策」をまとめて発表する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「海外での知財権侵害は、韓国内企業の輸出減少はもちろん、韓国製品に対する信頼低下を招くおそれがある」と話した上で、「特許庁はこれから KOTRA、在外公館、現地政府と協力して K ビューティー美容医薬品の輸出拡大と信頼度向上に向けて、韓国の輸出企業の知財権侵害被害への対応を積極的に支援していく考えだ」と述べた。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

2022 年、国際特許出願 (PCT 出願) および半導体・デジタル通信など  
韓国の先端・主力産業分野の出願が増加

グローバルインフレーションによる景気低迷の影響により、2022 年の韓国内特許出願は前年の水準を維持した反面、国際特許出願 (PCT 出願) および半導体・デジタル通信など韓国の先端・主力産業分野の出願は増加した。

※PCT (特許協力条約) : 特許または実用新案の海外出願手続きを一体化・簡素化するために発効した多国間条約

韓国特許庁は 1 月 30 日、2022 年の韓国内特許出願は 23 万 7,000 件と、前年の水準を維持したと発表した。詳細を見ると、2022 年の韓国内特許出願は 23 万 7,000 件と、前年比 0.2%減少し、類型別には、大企業 (9.3%)、外国人 (4.0%)、中小企業 (0.8%) の出願は増加したが、個人 (-13.6%) の出願は減少した。技術分野別の内国人出願では、半導体 (18.3%)、電子商取引 (7.5%)、デジタル通信 (5.8%) など、先端技術分野を中心に出願が増加し、土木工学 (17.1%) やマスクなどのその他消費財 (-16.1%) 分野は減少した。内国人の先端技術分野出願の増加は、米中技術覇権争いという大枠の下で、韓国企業が自ら半導体・デジタル通信などの先端・主力産業分野のサプライチェーンを確保するための戦略的知的財産経営を行った結果と解釈される。

一方、2022 年の国際特許出願 (PCT 出願) の場合、計 21,916 件と、前年比 6.8%増加し、これは 5 年間 (2018~2022) の平均増加率 (6.6%) を上回ることがわかった。出願人の類型別に見ると、中小企業 (13.2%) と大企業 (15.6%) の出願は増加した反面、個人の出願 (-13.0%) は韓国内特許出願と同様に減少した。特に、中小企業の場合、韓国内特許出願は前年の水準であるが、国際特許出願 (PCT 出願) は増加し、これは、韓国の中小企業が景気低迷にも萎縮することなく、技術開発を通じた海外市場への進出に取り組んでいる結果とみられる。

※国際特許出願件数 (増加率) : (2018) 16,991 件 → (2019) 18,885 件 (11.1%) → (2020) 19,675 件 (4.2%) → (2021) 20,528 件 (4.3%) → (2022) 21,916 件 (6.8%)

一方、2022 年に韓国に特許出願した国別の前年比増減現況を見ると、米国 (14%) と欧州 (3.9%) は増加した反面、中国 (-0.1%) と日本 (-2.2%) は減少した。半導体分野の外国人出願現況を見ると、米国の韓国内半導体出願は増加したものの、日本と台湾の韓国内出願は減少した。

特許庁の情報顧客政策局長は、「グローバルインフレーションの影響による景気低迷のため、韓国内特許出願は前年の水準を維持した一方、国際特許出願（PCT 出願）および半導体などの先端・主力産業分野を中心に出願が増加したのは肯定的だ」とした上で、「ただし、外国企業の韓国内特許出願が増加し、先端技術の確保に向けた国家間の競争が激しくなっている状況で、韓国企業もそれに対する対応策を徹底する必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム